



歴史的景観形成地区における景観形成支援(修景助成)事業
申請の手引き



令和8年4月
公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター
まちづくり推進部まちづくり支援課

はじめに

兵庫県は昭和 60 年 3 月に景観条例を制定して以降、魅力ある景観を守り、創り、育み、そして将来に伝えるための様々な施策に取り組んでいます。これまで「歴史的景観形成地区」として指定された歴史的な町並みが残る地区では、建替や改修の際に遵守すべきルール（景観形成基準）に基づき、住民の協力のもとで良好な町並が保全されています。

しかしながら、屋根を和瓦で葺いたり、外壁を漆喰で塗ったりすることは通常の工事よりも費用がかかるため、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター（以下「センター」といいます。）では、県民や事業者による景観づくりを支援するため、兵庫県と連携し、景観基金を活用した「景観形成支援事業」を実施しています。

同事業には以下に掲げる様々な助成メニューがありますが、この申請の手引きでは、最も利用件数の多い“修景助成”のうち「歴史的景観形成建築物等修景助成」を申請する際の手続きについてご紹介します。

●修景助成

景観形成地区等で景観形成基準等に従って、建築物、工作物、自動販売機等の形態、意匠、色彩等を周辺の景観に調和するよう整備し、地区の景観形成に資する外観とする場合に、その修景に要する工事費の一部を助成しています。

○歴史的景観形成建築物等修景助成

- 一般建築物等修景助成
- 景観形成重点区域修景助成
- 景観形成重要建造物等修景助成
- 星空景観形成助成

この手引きでは、この助成メニューについて解説します。



屋根：和瓦葺き



外壁：漆喰塗



外壁：縦板張り



窓：出格子



空調屋外機：目隠し



玄関戸：木製



目 次

1	景観形成支援（修景助成）事業とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
2	修景助成の対象となる工事	
	【判定1】建築物等の所在地は、歴史的景観形成地区内か？・・・・・・・・	P5
	【判定2】修景箇所は、建物の外観（屋根・外壁・建具等）部分か？	
	【判定3】修景箇所は、「主要な視点場」から見えるか？・・・・・・・・	P7
	【判定4】修景内容は、景観形成基準に適合しているか？	
	【判定5】和瓦葺、漆喰塗、板張り等の伝統的意匠・工法による修景か？	
3	助成額及び助成率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
4	修景助成の申請手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P12
5	修景助成金交付申請書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・	P15
6	完了報告書及び請求書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・	P39

【参考資料】

○	景観形成支援事業修景助成事業 対象地区一覧・・・・・・・・	P44
○	歴史的景観形成地区内の助成限度額・・・・・・・・	P45
○	一般工法による修景（助成率 1/4）の対象事例・・・・・・・・	P46
○	伝統的意匠・工法のススメ・・・・・・・・	P47
○	各種修景事例・・・・・・・・	P49
○	修景助成事業Q&A・・・・・・・・	別冊



1 景観形成支援(修景助成)事業とは

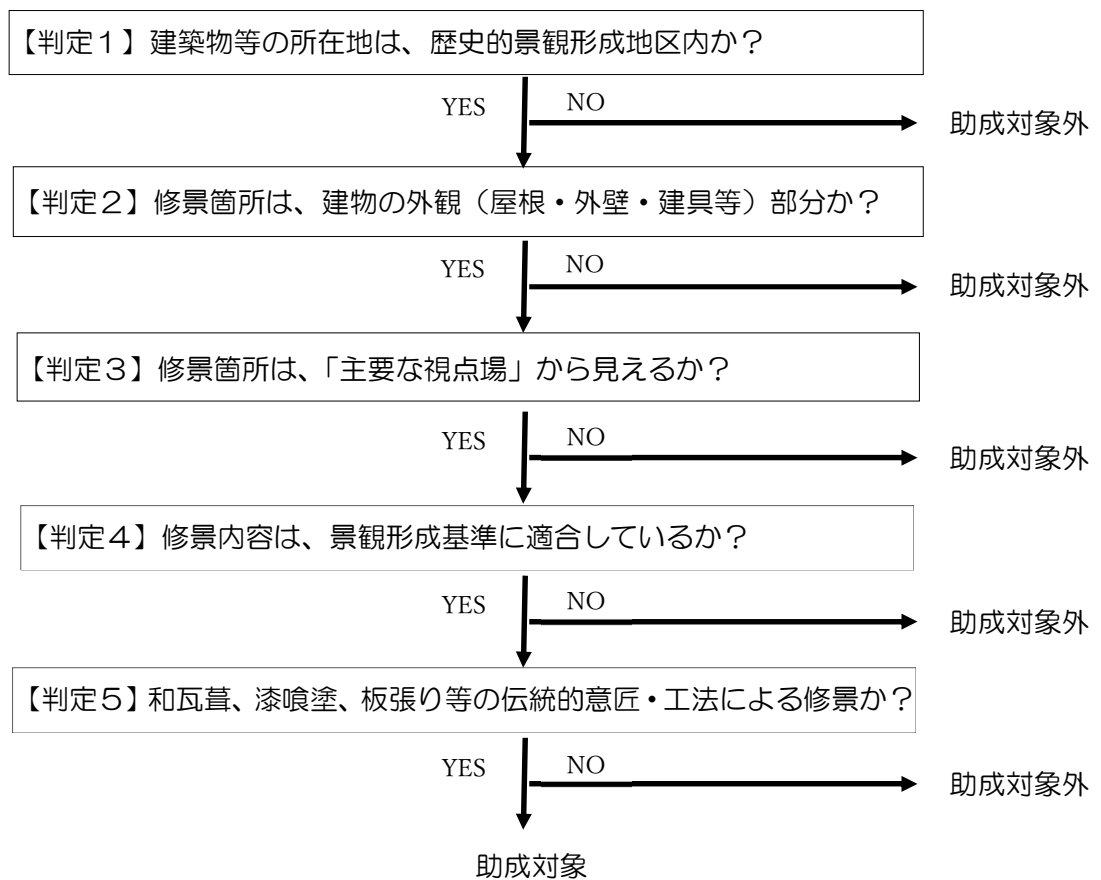
景観条例に基づく「歴史的景観形成地区」では、建築行為を行う際に遵守すべき景観形成基準(建築物等の意匠や色彩のルール)が設けられ、基準に沿って修景が行われることで調和のとれた景観形成が徐々に進む仕組みとなっています。

修景助成は、景観形成に協力する住民の費用負担を軽減するために、その修景費用(工事費)の一部を助成する事業です。助成により適切に修景された建物は町並み景観の形成に寄与するとともに、当該地区での修景モデルとなって地区全体に波及効果をもたらす役割が期待されています。

2 修景助成の対象となる工事

本事業は、景観形成基準を遵守し、地域の特性を踏まえた伝統的意匠・工法を採用するなど、地域の風土と調和した景観形成に配慮する修景工事に対して助成するものです。従って基準のマンセル値に適合して実施される外壁塗装や、庇のGL鋼板葺きなど、一般市街地の建物でもよく施工されるような工事は助成対象とはなりません。助成を受けられるかどうかの判断フローを以下に示します。

《助成の可否判定フロー》



以下に、これらの5つの判定について解説します。



【判定1】 建築物等の所在地は、歴史的景観形成地区内か？

修景助成を受けようとする建物（門・塀を含む）が、兵庫県景観条例の歴史的景観形成地区※1）内にあることが条件です。ただし、一部の景観行政団体※2）については、市独自の助成制度に対する随伴助成※3）を実施しています。

※1）歴史的景観形成地区（令和8年4月1日現在）

三木城下町地区（三木市）／高砂地区（高砂市）／北条地区（加西市）／
山崎地区（宍粟市）／龍野地区、室津地区（たつの市）／岩座神地区（多可町）／
中村・栗賀町地区（神河町）／斑鳩地区（太子町）／平福地区（佐用町）／
浜坂味原川地区（新温泉町）

※2）豊岡市、丹波篠山市及び朝来市（令和8年4月1日現在）

※3）申請者への直接補助なので、市とセンターの両方に申請が必要

【判定2】 修景箇所は、建物の外観（屋根・外壁・建具等）部分か？

建物の屋根、外壁、建具（窓）、門塀などの外観にかかる工事が対象です。

（注）「（棚田の）石積み保全」が景観形成基準と位置付けられている岩座神地区は、棚田の石積みも対象となります。

【判定3】 修景箇所は、「主要な視点場」から見えるか？

「主要な視点場」とは、一般的には「不特定多数の者が通行する通り」をいいます。道路、公園、河川等で、不特定多数の者が特段の制限を受けることなく通行又は利用できる状態にある“道路その他の公共の場所”を指します。

（参考）景観形成基準が適用される「通りから見える箇所」（県資料より抜粋）

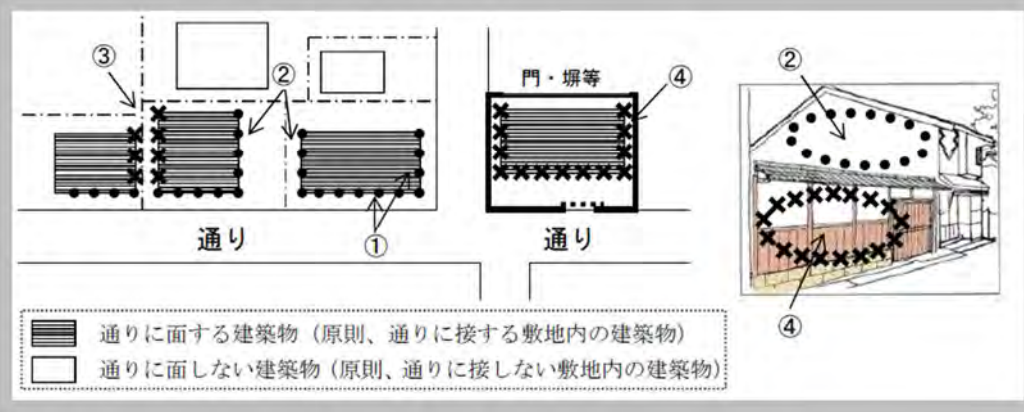
○「通り」から見える壁面や開口部の基準の適用について

本基準における適用の対象は、原則、当該通りに面する建築物です。

通りから見える壁面や開口部（以下「壁面等」という。）は、当該通りの「外壁」や「建具」の基準が適用されます。下記のことを目安に基準を適用してください。

【例示】

- ①角地の建築物で、前面道路に面する部分で通りから見える壁面等には適用する。
- ②隣地が空地や平屋などの場合で、通りから見える壁面等には適用する。
- ③隣棟間隔が狭く、通りに概ね直行する壁面等は適用しない。
- ④門や塀により見えない壁面等には適用しない。



(注)一部の地区では、景観形成地区に隣接する山の斜面地の道路や山頂の展望台など、景観形成地区の町並みを俯瞰する「高所の眺望点」も「主要な視点場」となります。龍野地区や平福地区、室津地区などには高所の「眺望点」があるので、通りに面していない建物の屋根が助成対象になる場合があります。



赤とんぼ荘展望台から
見た龍野城下町の屋並み

《見えない部分の例外的な取扱い》

①平入り屋根の棟の向こう側

屋根は、見えない棟の反対側も一体のものとして助成対象となります。



凡例：太線は助成対象となる部分

②見えている壁面と一体として取り扱う隠れた壁

右写真のように妻壁の一部が隣接する建物で隠れている部分は、前頁に記載の通り、基準は適用されません。しかしながら「見えている壁面と一体的に工事が行われる不可分の部分」として、事前協議の上で助成対象としています。



《「不特定多数の者が通行する通り」の取扱い》

①棚田集落の場合

土地の高低差が大きく「不特定多数の者が通行する通り」が前面の通りだけに留まりません。よって、地区外からの通行者の動線を想定して判断します。



②主として地区住民が利用する通りの場合

外部の者が通行しないような“生活のための道路”は、不特定多数の者の通行が可能であっても、「不特定多数の者が通行する通り」には該当しません。

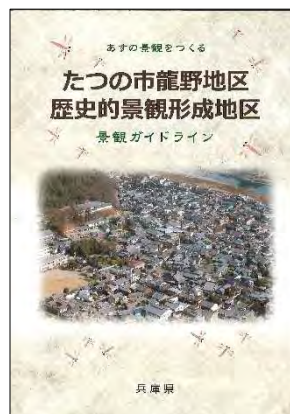


【判定4】 修景内容は、景観形成基準に適合しているか？

修景助成を受けたい工事の内容（屋根、外壁、建具等）がその項目にかかる景観形成基準に適合している必要があります。基準に適合しているかどうかは、行政（県指定地区は県民局・県民センターまちづくり建築課。市指定地区は当該市）が審査します。

なお、景観形成基準は「景観ガイドライン」※に掲載されており、該当する県又は市町 HP で閲覧可能です。

※ 丹波篠山市は「景観計画」



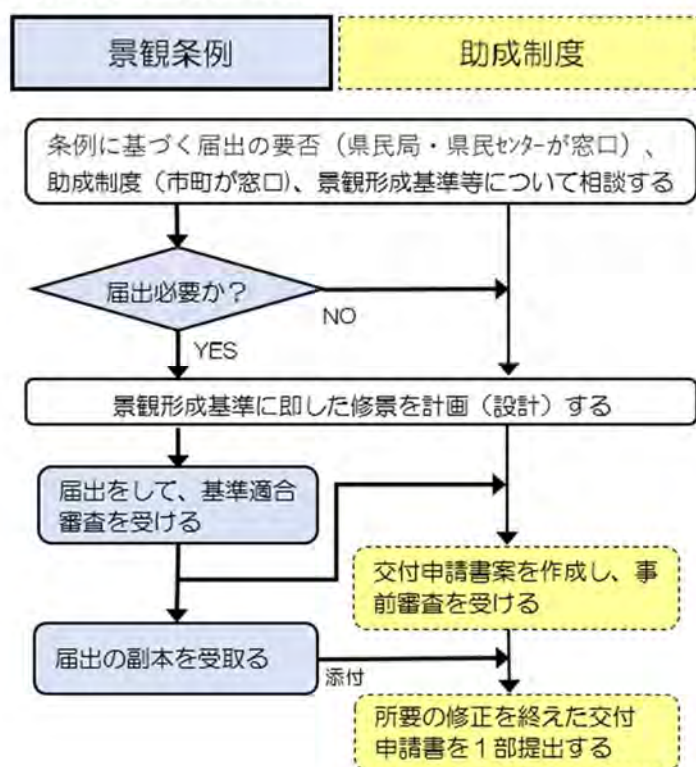
【留意事項：助成を申請する前に】

- 景観条例の届出が必要な工事の場合、「届出書の副本の写し」を助成金交付申請書に添付する必要があります。届出先は市町窓口です。
- 景観形成基準に適合させるために、どのように修景すればいいのか助言を求める方には、無償で専門家を派遣する「景観アドバイザー派遣制度」の利用が可能です。
- 助成申請書には、届出の要否を行政（土木事務所等）と協議した日付けを、忘れずに記入してください。なお、届出の要否に関わらず、景観形成基準への適合が必要です。



市町窓口一覧

[適合審査の流れ]



【判定5】 和瓦葺、漆喰塗、板張りなどの伝統的意匠・工法による修景か？

景観形成基準を遵守し、伝統的工法・材料を採用する場合、一般的な工事費と比べて高くなる傾向にあることから、助成金はその費用負担の軽減が大きな目的です。

よって、単に色彩を基準に合わせるなどの場合は、基準に適合するといえども助成対象になりません。なお、「伝統的意匠による修景」の主なものは以下のとおりです。

《屋根》



和瓦葺き（本瓦）



和瓦葺き（棧瓦）



茅葺き

《外壁》



漆喰壁・板張り



土壁



なまこ壁

なお、伝統的素材であってもその使い方によっては、伝統的意匠とはならない場合があります。下左側の新築の「蔵」は、1階が板張り、2階が漆喰塗の伝統的な意匠です。同じ伝統的素材を使用しても1階と2階の素材を逆転させると伝統的意匠とはなりません。伝統的素材を使用するだけでは良好な景観形成に寄与しているとは判断できないため、助成対象外となります。



1階が板張り、2階が漆喰塗りのもの
→ 伝統的な意匠なので助成対象



上下を逆転させたもの
→ 伝統的意匠でないため助成対象外



以下は、市街地で見つけた木材を使用した和モダンな外観を有する建物の一例です。市街地であればお洒落な建物になりますが、「伝統的意匠」ではないため、歴史的景観形成地区では、原則、助成対象にはならないのでご注意ください。

※単に「外壁を板張りに」「木製格子を設置」だけでは助成対象になりません。



屋根瓦についても、「洋瓦葺き」「平板瓦葺き」は昔ながらの「和瓦葺き」とは少し変えた意匠を演出するために使用されると判断されるため、助成対象にはなりません。

【留意事項】

なお、板材や漆喰材など伝統的素材を使用せずに、「一般工法による修景」により、外観を伝統的意匠に見せるものも評価し、通常より低い助成率を適用して助成する場合があります。詳しくは次頁の「一般工法による修景 助成率1/4の運用」をご覧ください。

【留意事項】 建物の部分的な修景工事は助成対象か？

歴史的景観形成地区内で景観の核となる旧街道沿いなどは、「屋根は和瓦葺、外壁は板張り・漆喰塗りに努める」などの基準が設定されていますが、地区指定された時点で既に伝統的意匠ではない、いわゆる“既存不適格”状態の建物が多く見られます。

これらの建物を部分的に基準に適合させる工事を行う場合にも助成していますが、部分的な修景に対する助成は、建物全体を伝統的意匠にするための途中段階として助成することから、伝統的意匠でない修景を同時に行う場合は、工事全体が助成対象外となりますので注意が必要です。

(工事全体が助成対象外となる事例)

- 屋根を（伝統的意匠でない）GL 鋼板葺き、外壁を（伝統的意匠である）板張りにする場合
- 屋根を（伝統的意匠である）和瓦葺き、外壁を（伝統的意匠でない）吹付仕上げにする場合



3 助成額及び助成率

「歴史的景観形成建築物等修景助成」の助成率及び助成限度額は下表のとおりです。

令和8年度から従来の高額助成（150万円超）審査を廃止することに併せて、景観形成基準の緩厳と助成額の多寡が連動した制度になっています。このため、和瓦葺き、漆喰塗りなどの伝統的意匠基準のない場所の助成限度額を引き下げています。

各指定地区における助成限度額の引下げ場所については「参考資料 45 頁」をご確認ください。

助成項目	助成率	助成限度額
伝統工法・意匠※による歴史的景観の形成に資する建築物（門・塀を含む）の修景工事費 ※和瓦葺き屋根、漆喰壁、土壁、板張壁ほか	1/3	330万円 (75万円)
設計費（基本・実施・工事監理含む）	1/3	60万円 (—)
合計助成限度額		330万円 (75万円)

注) () 書きは、景観形成基準により「伝統的意匠」とすることが求められていない場所における助成限度額を示す。

一般工法による修景 助成率 1 / 4 の運用

外観が伝統的意匠・工法と見分けがつかないような、伝統的工法によらない一般的工法による修景についても評価し、裾野をひろげて支援するために、助成率 1/4 で助成しています。なお、独自に景観条例を制定している景観行政団体市によっては、一般的工法による修景を認めていない場合がありますので、まずは申請建物が存する市町窓口でご確認ください。

《伝統的意匠・工法と同じ外観を有する修景工事》

【屋根】景観形成基準に「和瓦※と外観が同様のものとする」「和瓦葺きに努める」「和瓦葺きを基本とする」と記載されている場合は、基準に適合しているものとして外観が和瓦と同様の修景について「助成率 1/4」で助成 ※平板瓦・洋風瓦は助成対象外



(事例1) 軽量金属瓦



(事例2) 樹脂混入繊維補強軽量セメント瓦



【外壁】 伝統的な和瓦葺きの意匠とあいまって、伝統的工法である漆喰壁、土壁等と外観が同じに見える一般的工法による修景



漆喰風仕上げ（新建材の使用）



土壁風仕上げ（色モルタル掻き落とし）

【建具】 伝統的意匠（各種格子戸）のアルミ製玄関戸及び雨戸／木製面格子



「面格子」は伝統的意匠ではないため
助成率 1/4 としている



（参考）伝統的意匠の出格子

【塀】 伝統的な和瓦葺きの意匠とあいまって、伝統的工法である漆喰壁と外観が同じに見える一般的工法による修景（吹付仕上げは助成対象外）



笠木：和瓦葺き（助成率 1/3）
壁：白色塗装（ケイカル板下地）



笠木：和瓦葺き（助成率 1/3）
壁：白色塗装（モルタル下地）

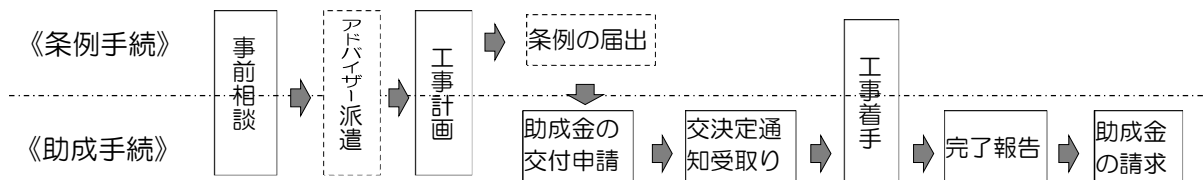


4 修景助成の申請手続き

1) 申請手続きフロー

修景助成金の交付申請には、景観条例に基づく届出の写しが必要になります。条例手続きを含めた手続きの流れは次のようになります。

なお、条例の届出が不要な場合は届出の写しは不要です。届出の要否は土木事務所でご確認ください。



- ※ 交付決定前に工事着手したものは、原則、助成が受けられません。
- ※ 景観条例手続の相談先は県民局・県民センターまちづくり建築課、助成手続の相談先は市町です。
- ※ 景観の核となる旧街道沿いなどの場所における申請物件については、センターからの景観アドバイザー派遣を受けることが助成の条件です。ただし、以下の場合はアドバイザー派遣は不要となります。

- ①景観まちづくりアドバイザーによる設計・監理工事
- ②ハレザ マネージャー等伝統的な建物に詳しい専門家による設計・監理工事
- ③屋根の補修・葺替、外壁の塗替による修景工事
- ④被災により緊急を要する補修に伴う修景工事
- ⑤その他、市町・センター間の協議により派遣不要と認める工事
(例：景観行政団体市内の工事)



専門家派遣事業

2) 申請先

助成申請・完了報告・助成金請求などの申請窓口は、建物所在地の市町となります。申請書は、書類一式が整った段階で、市町窓口で書類に不備がないことが確認された段階で正式受理となります。受理された申請書は、県民局・県民センター経由で当センターが受理し、センターで最終審査を行います。通常は、正式受理された日から概ね3週間程度（書類訂正の期間を除く）で交付決定となります。なお、訂正完了後の申請書について、電子申請を原則とする市町もありますので、適宜、ご確認ください。



市町窓口一覧

3) 申請時期

ア 事前審査

多くの申請書に助成対象工事費の算出誤りが見られるため、正式な書類提出に先立ち、事前審査を実施しています。ついては、交付申請書に申請日を記載する前の段階で、必ず事前審査を受けてください。事前審査の受付窓口は市町です。



イ 交付申請書

景観基金を原資とする助成事業のため、年度をまたいでの工期設定が可能で、1年間を通じて申請することが出来ます。事前審査を終えた交付申請書は、市町窓口へ提出してください。

ウ 完了報告書

工事完了後、1ヶ月以内を目途にすみやかに提出してください。市の助成金と併せて申請する場合は、市の予算年度内に事務処理を終える必要がありますので、完了報告書の提出期限等については事前に市と協議してください。

エ 請求書

完了報告書の審査が終了し、申請通りに適正に工事が実施されたことが確認されると当センターから「額の確定通知書」が通知されます。同通知書を受け取り次第、所定様式の請求書を市町窓口へ提出してください。

4) 申請書類及び部数

申請の種類に従い、市町窓口へ、第5章「交付申請書の作成」に掲載する書類を揃えて提出してください。提出部数は1部です。

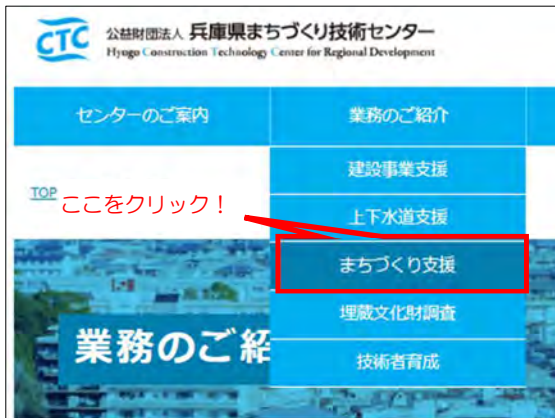
5) その他の注意事項

- 交付決定後でないと工事に着手出来ません。やむを得ない事情から、交付決定前に工事着手する場合は必ず事前協議をしてください。
- 交付決定を受けた申請図面と異なる工事を行う場合は、変更箇所の工事に着手する前に変更交付申請が必要となりますので、様式例-9（38頁）により必ず、事前協議願います。
- 協議なしで、申請図面と異なる工事をした場合（助成対象とならない外観部分を含む）は、交付決定の取消しとなる可能性がありますのでご注意ください。
- 当該助成金は「財団法人からの助成」であり、「地方公共団体からの補助金」に該当しないため、所得税法上は、一時所得として総収入に算入する必要がありますのでご注意ください。



(参考) 修正助成金交付申請書の入手方法

当センターのHP（右 QR コード）から交付申請書がダウンロード可能です。



規程集			
令和6年4月1日付 景観形成支援事業の各規程を改正（改正内容は規程集巻頭に掲載） ※交付申請書等の様式を一部修正（令和6年6月14日）			
規定名	修正日	PDF	備考
▶景観形成支援事業規程集	R6.6.14	10.5MB	※両面印刷用に白紙頁を入れています
▶景観形成支援事業規程集[様式等省略版]	R6.6.14	8.4MB	(細則様式・審査委員会設置要綱・専門家バンク設置・登録要領等を省略) ※両面印刷用に白紙頁を入れています
▶表紙・目次・メニュー一覧・活用ガイド		262KB	
▶景観形成支援事業実施要綱			→ 事務処理を行うための指針や基準を定めたもの
▶景観形成支援事業実施要綱運用基準			→ 実施要綱の内容を詳しく説明したもの
▶景観形成支援事業実施細則			→ 事業実施に必要な申請書類や様式などの細目を定めたもの
▶景観形成支援事業実施細則様式	R6.6.14	804KB	
▶景観形成支援事業実施細則様式例		654KB	
▶景観形成支援事業景観支障建築物等除却・改修助成事業実施要領	R6.6.14	860KB	
▶景観形成支援事業評価・助言委員会設置要綱		118KB	
▶専門家派遣・関連規定		1.0MB	景観アドバイザーバンク設置・登録要領 景観アドバイザー派遣・景観まちづくりコンサルタント派遣に関する事務手順 景観アドバイザー派遣用務規定
規程集			
規定名	修正日	WORD	備考
▶★建物の修景助成申請のための様式セット	R6.6.14	96KB	
▶景観形成支援事業実施細則・様式	R6.6.14	130KB	備考 様式集MS-WORD版 ・申請書等作成にご利用ください。 ・ただし、印刷原稿として作成したものですので、文字を入力すると表組が崩れたり、フォントや段落が適正でない場合があります。適宜修正のうえご使用ください。 (一部記入例が書き込まれている箇所もあるので申請内容に合わせて書き換えてください。)
▶景観形成支援事業実施細則・様式例		243KB	
▶景観形成支援事業景観支障建築物等除却・改修助成事業実施要領様式・様式例		195KB	
▶景観アドバイザーバンク登録様式		62KB	

これをダウンロード!



5 修景助成金交付申請書の作成

修景助成金交付申請に必要な書類は下表の太枠囲みのとおりです。

修景助成事業 助成金交付申請提出書類一覧表

※景観形成支援事業実施細則別表 1 を一部加工

交付申請				メニュー別 必要書類		掲載頁	
綴順	書類・資料	様式	内容・要点	作成	歴史的 一般 重点区域		重要建 造物
	確認票	様式例-1	・申請者と修景内容について協議、指導を行った後最終的な申請内容について確認した内容を記す	市町	■	■	
0	委任状	様式例-10	・工務店等が交付申請業務を代行する場合は、申請者の署名又は押印のある委任状を提出すること	申請者	●	●	—
1	助成金交付申請書	(細則) 様式第1号又は 様式第1号の2	・修景の内容について、市町担当と十分協議のうえ、記入すること	申請者	●	●	P16
(1)	(変更申請のみ) 変更理由書	右記参照	・申請書(様式第1号)の標題に「(変更)」を追加し、変更前後の内容を併記し、変更後の内容については朱書きとする ・変更の箇所、内容、その理由を任意の様式にて記述し添付すること ・その他の添付書類については、変更にかかるもののみ再提出する(変更箇所を明示すること)	申請者	●	●	—
2	助成対象経費 積算表	様式例-3	・工事見積書をもとに、市町の指導にしたがって記入すること ※市町は工事見積書を確認し、対象経費積算の指導を行う	申請者	●	●	P18
3	工事見積書	任意	・工事にあたって作成した見積書(工事全体と助成対象の工種・単価・数量が確認できること)	申請者	●	●	P20
4	(届出対象のみ) 条例に基づく届出書	写し	・条例による届出書の副本のカガミ。県及び丹波篠山市は自己評価書の写しを含む(条例に基づく届出が必要なもののみ)	申請者	●	●	P24
5-1	景観形成基準適合チェックシート	様式例-2	・「3 条例に基づく届出書」の自己評価書の写しが添付される場合は不要 ・県及び丹波篠山市は、各HPからダウンロードできる該当地区の景観形成地区自己評価書の様式(全体基準及び個別基準がある場合は2種類とも)を「様式例-2」に代えることができる 《上記以外の場合》 ・様式例-2に、該当地区の景観形成基準を転記し、本様式に修景前後の基準形成基準の適合状況を○×で記載する ・また修景工事の具体的内容について記載する。 ・市町は記載内容の適否を確認し、確認欄に確認結果を○×で記入する	申請者	●	—	P25
5-2	重要建造物 保存計画書	任意	・指定の内容、保全の方針、5-10年程度の修繕・復元等計画(対象部位及び工事費等の概算、スケジュール等) ※ 県の指定書で代替可	申請者	—	●	—
6	景観形成地区等 区域図	任意(A4版)	・縮尺適宜(景観形成地区等の区域図に建物位置を落とし込んだもの)	申請者	●	—	P29
7	付近見取図	任意(A4版)	・縮尺 1/2500 程度のもの(確認申請図書同程度)	申請者	●	●	〃
8	配置図	任意(A4版)	・縮尺適宜(前面道路との関係、敷地内での建物等の配置状況がわかること)	申請者	●	●	〃
9	設計図	任意(A4版)	・屋根、外壁補修等は図面に代わる写真やスケッチ(いずれも工事範囲・寸法入り)で代替可 ・一般図(各平面図、各立面図、屋根伏図に申請対象部分を着色。申請対象が工事の一部の場合は全体工事の範囲も別色で着色) ・修景計画図(修景内容:素材・色・仕上げ等を明記)	申請者	●	●	P30
10	現地写真	様式例-8-1~ 3	・申請建物等の(周辺を含む)立地状況がわかる写真 ・申請建物等の全景がわかる写真 ・申請対象部分の状況がわかる写真	申請者	●	●	P31
11	その他	—	・センターが必要と認めるもの(必要に応じて指示)	市町 申請者	△	△	

凡例：■市町が準備する書類 ●：申請者が準備する書類 △：該当する場合のみ準備する書類



1) 修景助成金交付申請書（様式第1号）の記入例

様式第1号（細則第2条関係）

(1/2)
令和6年4月1日

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター
理 事 長 様

(申請者)
住所 神戸市中央区栄町通 6-1-21
氏名 兵庫 仙太
電話 078-367-1263
電子メール senta-hyogo@gmail.com

景観形成支援事業修景助成金交付申請書

電子メールアドレスがない場合、
又は郵送を希望する場合は
「なし」と記入

下記の修景行為について、景観形成支援事業景観修景助成金の交付を受けた
事業実施細則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請する助成の種別 (該当する助成に○)	<input checked="" type="radio"/> 1 歴史的景観形成建築物等修景助成 <input type="radio"/> 2 一般建築物等修景助成 <input type="radio"/> 3 景観形成重点区域修景助成 <input type="radio"/> 4 景観形成重要建造物等修景助成 (建造物・保存樹木)		・工作物等修景助成 (共同施設・屋外広告物) ・自動販売機修景助成 [景観アドバイザー派遣実施期間： 令和 年 月～令和 年 月 景観アドバイザー氏名：_____]
景観形成地区等の名称	地区名 たつの市龍野地区歴史的景観地区	ゾーン名 町家ゾーン	通り名 商家のみち ※伝建地区内の場合は伝建地区の名称を記載のこと
建築物等の名称	兵庫家住宅		
建築物等の所在地	たつの市龍野		
建築物等の所有者	(所有者氏名・住所) 兵庫 仙太	(申請者と所有者との関係) 本人	
景観条例に基づく届出	(協議先) 中播磨県民センターまちづくり建築課	(届出又は協議日) 令和6年3月19日	(届出の要否) <input checked="" type="radio"/> 要 ・ <input type="radio"/> 不要
修景の内容 各部の修景内容 (屋根・外壁・建具・門塀・その他)	工事の種別 (該当する工事に○)	・ [新築・増築・改築・ 修繕(模様替) ・外構整備・除却]に伴う修景 ・ 共同施設等 ・ 屋外広告物 (新設・改修) ・ 自動販売機	
	基準項目	助成率	修景内容
	屋根	1/3	和瓦葺き
	外壁	1/3	1階部分 板張り
外壁	1/4	2階部分 漆喰風塗装	
通知書の郵送交付希望	※交付決定通知書等は、電子メールに添付したPDF文書で交付します。受信環境等により電子メールで受け取れない方は、以下にその理由をご記入ください。 (理由: _____)		

景観条例の届出要否は必ず確認すること。後日、届出義務違反が判明した場合は助成取消しとなる場合があります。

届出が必要な場合は、届出副本の写し（自己評価書を含む）が添付書類となります。

「景観形成基準の項目である、「屋根」「外壁」「建具」「門塀（外構）」「その他」等を記入してください。



(2/2)

単位(円)

合計(センター助成)申請金額	¥	1	3	4	0	0	0	0
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---

経費区分	A 助成対象経費	B 助成率	C (=A×B)	D 申請金額 ※千円未満切捨て	摘要	
直接工事費	2,600,000	1/3	866,666	/		
	500,000	1/4	125,000			
諸経費等	644,268	※ 1/3	214,756			
小計	(3,744,268)	—	(1,206,422)			※助成対象経費が最大の助成率を記入
設計費	401,148	1/3	133,716			限度額は60万円(伝統的意匠基準のない場所は助成対象外)
中計 ①建築物等	4,145,416	—	1,340,138		1,340,000	限度額は330万円(伝統的意匠基準のない場所の限度額は75万円)
②共同施設整備		1/3				限度額は60万円(伝統的基準のない場所及び一般建築物等修景助成は50万円)
③屋外広告物等		1/4			限度額は10万円	
④自動販売機		1/4			限度額は30万円(伝統的意匠基準のない場所及び一般建築物等は25万円)	
①～④合計	4,145,416	—	1,340,138	1,340,000		
以下、景観条例制定市の場合のみ記入 【⑥センター助成=⑤市町助成≤上記の合計D欄×1/2】						
⑤市町助成	景観行政団体市等の場合は、ここに市町助成額を記入してください			[]		
⑥センター助成	ここに市町助成額と同額を記入してください			[]		
全体工事費	工事 6,160,000 円 + 設計 660,000 円 = 6,820,000 円				契約工事金額を記入	
工事予定期間	令和6年5月1日 ~ 令和6年9月30日					

- ・申請にあたっては市町担当と十分協議を行ってください。
- ・申請書には実施細則及び市町担当の指示にしたがい必要な書類を添付してください。
- ・申請書及び添付書類は市町に提出してください。

工事着工日は、交付申請書受理日から審査期間3週間程度を見込んで設定してください。



2) 修景助成対象経費積算表（様式例-3）の記入例

様式例-3

景観形成支援事業修景助成対象経費積算表

[1 建築物等]

項目		金額		申請 助成率	摘要 (助成対象の内容)
		全 体	助成対象経費		
直接 工事費 (円)	屋根	2,100,000	2,100,000	1/3	和瓦葺き
	外壁	500,000	500,000	1/3	1階部分 板張り
	外壁	500,000	500,000	1/4	2階部分 漆喰風塗装
	建具	2,000,000	0		
	①計	(5,100,000)	(3,100,000)		※⑦助成対象割合= 0.6078
諸 経 費 等 (円)	②諸経費	510,000			※諸経费率=②/① (10%)
	計	(5,610,000)			
	③値引き	▲10,000			値引きは▲を付して記入
	改め計	(5,600,000)			
	④消費税	560,000			消費税は契約工事費に対してかかる ので、値引き後の工事費に対しての 消費税を記載すること。
⑤=②+③+④	(1,060,000)	左の金額×⑦を記 (644,268)			
合計(=①+⑤)	6,160,000	3,744,268			

※「⑦助成対象割合＝」及び「諸経费率（ ）%」の欄は必ず記入してください

【様式第1号の諸経費に適用する助成率の判定】

申請助成率	1/3	1/4	合計
直接工事費の 助成対象経費	2,600,000	500,000	3,100,000

※ 金額が最大の助成率を様式第1号の諸経費の助成率として採用



[2 設計費]

※全体工事費に対する助成対象工事費の割合により按分する。

項目		金額	
全体 設計 費 (円)	⑥設計費	600,000	「設計」がない場合は提出不要
	⑦値引き	0	
	小計	(600,000)	
	⑧消費税	60,000	【値引き額は▲を付して記入】
	⑨合計	660,000	
	⑩契約予定額	660,000	
⑪助成対象経費合計		3,744,268	
⑫全体工事見積額合計		6,160,000	
⑬按分率		按分率=助成対象経費合計⑪/全体工事見積額合計⑫ 0.6078	
⑭助成対象設計費		助成対象設計費=契約予定額⑩*按分率⑬ 401,148	

※共同施設整備・屋外広告物整備・自動販売機修景についても、上記と同様に対象経費を、別表にて整理すること



3) 工事見積書の作成例

- ・工事にあたって作成した見積書を「助成対象」と「助成対象外」に整理したものを提出してください。見積書の項目のうち「補助対象」にマーキングして整理したもので構いません。
- ・助成対象となる部分は、外壁、屋根など外観の仕上げ材部分となります。詳しくは、景観形成支援事業実施要綱運用基準別表2をご確認ください（後述）。

【工種が多岐にわたる工事の場合】

ア 契約金額がわかるカガミ

○○○改修工事								
工事費内訳明細書								
番号	項目	適用	数量	単位	単価	金額	助成対象	助成対象外
A	建築主体工事					3,374,620	2,751,960	622,660
B	諸経費					200,000	163,000	37,000
	合計					3,574,620	2,914,960	659,660
	消費税					357,462	291,496	65,966
	総合計					3,932,082	3,206,456	725,626

イ 工種ごとの金額がわかるもの

番号	項目	適用	数量	単位	単価	金額	補助対象	補助対象外
A	建築主体工事							
1	仮設工事					509,350	469,350	40,000
2	解体工事					740,500	597,500	143,000
3	木工事					682,040	269,720	412,320
4	屋根工事					969,690	942,350	27,340
5	塗装工事					247,040	247,040	0
6	外壁工事					226,000	226,000	0
	合計					3,374,620	2,751,960	622,660

ウ 工種の内訳がわかるもの

番号	項目	適用	数量	単位	単価	金額	補助対象	補助対象外
A-3	木工事							
	東面桁交換							
	桁 RNEW	105*180*4m	2	本	16,440	32,880	32,880	
	柱束 桧	105*105*3m	3	本	5,950	17,850	17,850	
	間柱 WW	105*45*3m	3	本	2,660	7,980	7,980	
	構造用合板 針葉樹	1000*2000 t=9	9	枚	3,130	28,170	28,170	
	東面間柱 北洋松	35*35*4m	8	本	980	7,840	7,840	
	外周間柱 北洋松	35*35*4m	17	本	980	16,660		16,660
	施工費		1	式		298,000	149,000	149,000
	補足材		1	式		40,000	13,000	27,000
	金物代		1	式		40,000	13,000	27,000
	合計					682,040	269,720	412,320



【工種が少ない工事の場合】

木塀の設置や屋根の葺替え、漆喰壁の一部補修など、工種が少ない少額工事の場合は、以下のような簡易な見積書で構いませんが、一式計上とする場合でも、面積や長さを記入したものがが必要です。

御見積書 (見積第 号) 令和6年4月23日 No. 1

様

貴 年 月 日付第 号御照会の件

下記のとおり御見積申し上げます

受渡期日 年 月 日

受渡場所

取引方法

有効期限 登録番号

税込合計金額 ¥ 245,300- 消費税額等 10% ¥ 22,300-

摘要	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)	備考
1 漆喰塗替工事					
2 外壁足場工事	一式		124000		H6.8m W0.6m D4.8m
3 軒天漆喰工事	一式		89000		800mm x 3600mm
4 諸検査	一式		10000		
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
合計(税抜・税込)			227000		
	税率	%			消費税額等
	税率	%			消費税額等

見積の根拠となる面積や長さを記載してください

コクヨ U-306



助成対象は「仕上げにかかる工事費」です。詳細は、以下の表をご確認ください。

(注) 塀は躯体も助成対象

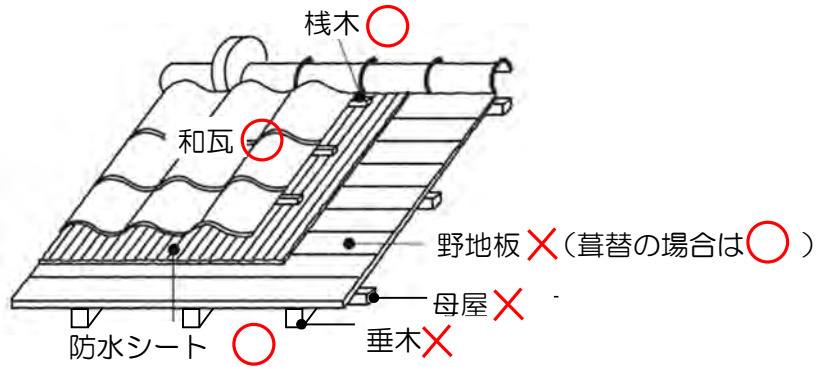
※景観形成支援事業実施要綱運用基準 別表2

	助成対象の内容
助成対象となる範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が通行する通り又は眺望点等から景観の一部として捉えられ、町並み形成上、修景に配慮する必要のある部分、及びその部分と一体で不可分の部分※ ※平入り屋根は、棟の反対側（通りに対して裏側）は見えないが不可分として対象。また、連続する町家で2階部分の妻壁部分だけが見えていて、壁が連続する1階部分が見えない場合も同様に不可分として助成対象とする。 ・農村集落の場合は、建物周辺に複数の視点場が想定されることから、上記によらず実態に即して助成対象部分を判断する。
助成対象となる部分	<ul style="list-style-type: none"> ・外観の範囲にかかる外壁、屋根等の外部仕上げ部分 ・外観の範囲にかかる建具及び建物の外部付属物(雨樋等)・装飾 ・外観の範囲にかかる門塀、その他工作物等
外壁、屋根等の外部仕上げ部分	<ul style="list-style-type: none"> ・修景に配慮した外観とするために必要な仕上げ材、付属物・装飾、及びその形状とするために特に必要となる内部構造部分(各部での考え方は以下に示すとおり)
屋根等の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦等葺材、葺材を固定するための棧。ただし、葺替えの場合は、野地板及び防水紙も助成対象に含む ・外観として外部に露出している垂木・小屋組の部分 ・軒天・破風等の屋根の装飾・化粧
外壁等の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・板張り仕上げの場合は、仕上げ材（取付胴縁を含む）のみ ・真壁で漆喰塗等の左官仕上げと不可分の場合は、壁躯体まで(軸組を含む、内装は除く) ・大壁で漆喰塗り等の左官仕上げとする場合は、防水紙から仕上表面まで(構造用面材は除く) ・基礎部分は原則として化粧仕上げのみ ・塗装、吹付け仕上げの場合は、塗装、吹付けのみ（助成率 1/4 及び 1/6 が対象）
建具	<ul style="list-style-type: none"> ・形状・素材(開口の位置・形状、開き方、格子、木製品の利用等)について、伝統的な町並み景観に配慮したもの ・一般的な仕様のもものよりも町並みに必要かつ適切な意匠(形状・色彩)の場合は、木製以外のものを認める
外部付属物(雨樋等)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の部分との調和の中で色・形状・素材等の配慮がなされたもの(塩ビ製は不可)
外部付属物(照明等 付属設備)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の部分との調和の中で形状等を特に配慮したもの ・配線等は含まない
装飾	<ul style="list-style-type: none"> ・修景を図る上で必要な装飾
門塀	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の景観形成基準に特に配慮した形状の門塀の躯体(基礎を含む)及び仕上げ ・照明等の付属設備・装置については、上記による
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・柵・生垣は、門塀に準ずる(ただし、生垣の剪定等日常の維持管理費用は対象外) ・外構の植栽(多年草を除く)、植木等は、生垣に準ずる
対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・上記、助成対象にかかる工事費、諸経費及び消費税 (助成対象が全体工事の一部で、仮設工事費・運搬費・諸経費等を別に見積難い場合は、工事費の按分可也)
工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・材料費、工事人件費、仮設工事費、運搬費等 (修景に必要と認められる撤去・処分費を含む)
諸経費	<ul style="list-style-type: none"> ・工事にかかる諸経費
設計費	<ul style="list-style-type: none"> ・修景に係る実施設計までの計画・設計費、工事監理費(外観の設計に要する費用を切り分けできない場合は、対象工事費の比率の按分により算出できる) (ただし、歴史的景観建築物修景助成の一般助成、一般建築物修景助成は除く) ・屋根の葺替工事、単なる外壁修繕の場合は、設計費は助成対象外
消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費、諸経費にかかる消費税



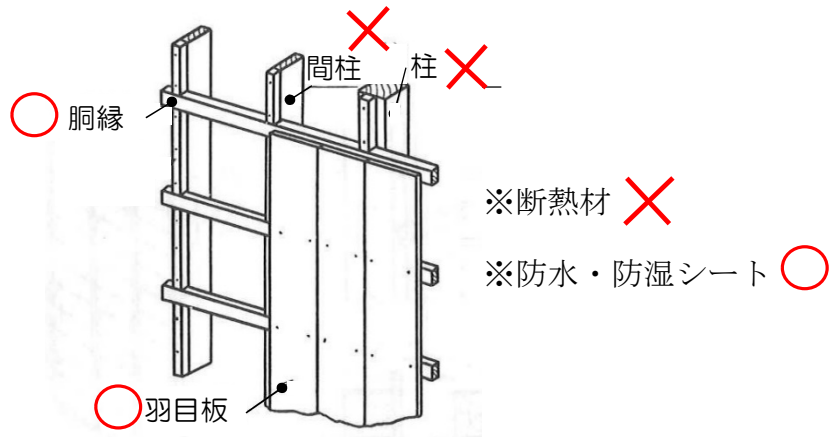
屋根の助成対象範囲

助成範囲：原則、防水シートを含めそれより上の部分（“葺替”は野地板含む）



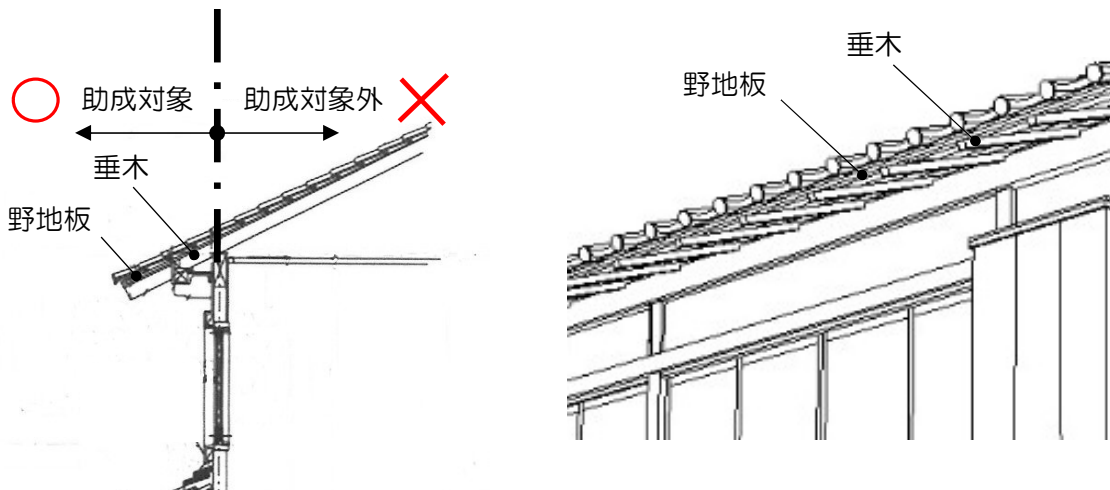
外壁の助成対象範囲

助成範囲：取付胴縁を含めた仕上げ材



軒裏の助成対象範囲

助成範囲：外部から見える部分（小屋裏部分は対象外）



5) 景観形成基準適合チェックシート (=自己評価書)

※ 以下、届出の添付書類の例。県指定の宍粟市山崎地区の自己評価書（基準適合チェックシート。全域と個別の2種類）

《全域基準チェックシート》

宍粟市山崎町山崎地区歴史的景観形成地区自己評価書（指定地区全域） （「最上山自然ゾーン」、「公共公益施設ゾーン」を除いた区域を『城下町ゾーン』という。）				
				全ての建築物等を対象とする評価書です。
(1) 地区の目標				
<ul style="list-style-type: none"> ・城下町など歴史文化の積み重ねにより形成されてきた景観の維持・保全 ・最上山の豊かな自然の維持・保全 ・地区特有の景観資源を活用した賑わいのある市街地景観の創造・保全 ・誇り・愛着を育む景観を次世代へ継承 				
(2) 区域の目標				
①城下町ゾーン				
<ul style="list-style-type: none"> ・大半が市街地であるが城下町としての景観構造の基礎を成す区域であり、城下町の良好な市街地景観の形成をすすめる。 				
②幹線道路特例区間				
<ul style="list-style-type: none"> ・県道宍粟下徳久線沿道に商業・業務・サービス施設や公共公益施設等が立地しており、都市の骨格にふさわしい良好な都市景観の形成をすすめる。 				
(3) 項目別基準				
	項目	基準	チェック欄	景観への配慮事項
建 築 物	高さ ※「公共公益施設ゾーン」及び「幹線道路特例区間」を除く。	階数は原則、3階以下とする。やむを得ず4階以上とする場合は、通り（注1）から見たときに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。ただし、県道宍粟下徳久線以南については、この限りではない。		
	屋根・庇 ※「幹線道路特例区間」を除く。	勾配屋根を基本とする。		
		黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。 全色相、明度5以下、彩度1以下とし、無彩色の場合は、明度6以下とする。		
	外壁	白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。		
		色相はYR（橙）系及びY（黄）系の5Yまでとし、明度8以下、彩度4以下又は無彩色とする。ただし、自然素材を用いる場合はこの限りではない。なお、保護塗装を施す場合は、その素地の色を活かした塗装とする。		
	建具	「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。		
外構	門、塀を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とする。			
	生垣、花壇等沿道の緑化に努める。ただし、町家等で壁面位置が前面道路から後退していない場合はこの限りではない。			



《個別基準チェックシート》

宍粟市山崎町山崎地区歴史的景観形成地区自己評価書（酒蔵通り）

「酒蔵通り」の建築物等を対象とする評価書ですが、「指定地区全域」の評価書も併せて添付してください。

(1) 地区の目標

- ・城下町など歴史文化の積み重ねにより形成されてきた景観の維持・保全
- ・最上山の豊かな自然の維持・保全
- ・地区特有の景観資源を活用した賑わいのある市街地景観の創造・保全
- ・誇り・愛着を育む景観を次世代へ継承

(2) 区域の目標

- ・本県景観形成重要建造物に指定されている醸造関連施設や重厚な商家建築や蔵が連なるなど落ち着いた歴史的な景観を保全・継承するため、伝統的意匠を活かした修景をすすめる。

(3) 項目別基準（注1）

項目	基準	チェック欄	景観への配慮事項
建築物	壁面の位置	できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。	
		やむを得ず当該通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないように努める。	
	高さ	階数は原則、2階以下とする。やむを得ず3階以上とする場合は、3階以上の壁面を後退させ、当該通りから見えにくいようにするとともに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。	
	屋根・庇	屋根は和瓦葺き又は外観がこれと同様のものとし、屋根勾配は周囲の伝統的な建築物に合わせる。	
		1階にはできるだけ軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。下屋又は庇は、和瓦葺き又は外観がこれと同様のものとし、軒先の位置と勾配を周囲の伝統的な建築物に合わせる。	
	外壁	当該通りから見える壁面は、原則、漆喰塗り又は板張りとする。	
		やむを得ず上記によることが出来ない場合は、周囲と調和した素材、色調による和風意匠とする。	
	建具	当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。	
		やむを得ずアルミサッシ等を用いる場合は、黒色又は褐色とする。	
	外構	門、塀を設置する場合は、町並みとの連続性の確保に努め、和風意匠のものとする。	
掲出物	広告物等は、城下町の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。		

（注1）対象は、原則、当該通りに面する建築物とする。



以下、条例の届出が不要な場合（様式例－２）

- ・ 条例に基づく届出書の自己評価書の写しがない場合のみ必要です。
- ・ 県指定地区及び丹波篠山市指定地区は、各 HP からダウンロードできる該当地区の景観形成地区自己評価書の様式(全体基準及び個別基準がある場合は２種類とも)をご使用ください。

《上記以外の場合》

- ・ 様式例－２ に、該当地区の景観形成基準を転記し、本様式に修景前後の基準形成基準の適合状況を○×で記載してください。修景工事の具体的内容についても記載してください。
- ・ 市町は記載内容の適否を確認し、確認欄に確認結果を○×で記入してください。

※自己評価書は以下の URL からダウンロード可能です。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks20/keikan-jikohyokasho.html#h01>





兵庫県
Hyogo Prefecture

[Foreign Language](#)
[閲覧支援メニュー](#)
[災害関連情報](#)

ホーム > まちづくり・環境 > 都市計画・整備 > 景観形成 > 景観形成地区等自己評価書

景観形成地区等自己評価書

これまで指定された景観形成地区や広域景観形成地域、星空景観形成地域における自己評価書の域において建築等届出書を提出する場合に添付してください。

景観形成地区

歴史的景観形成地区

1. [WI たつの市龍野地区（平成2年3月30日指定）（ワード：302KB）](#)
2. [WI たつの市御津町室津地区（平成6年5月13日指定）（ワード：116KB）](#)
3. [WI 多可町加美区岩座神地区（平成11年12月7日指定）（ワード：60KB）](#)
4. [WI 高砂市高砂地区（平成18年9月1日指定）（ワード：78KB）](#)
5. [WI 新温泉町浜坂味原川周辺地区（平成20年3月28日指定）（ワード：74KB）](#)
6. [WI 佐用町平福地区（平成23年3月29日指定）（ワード：133KB）](#)
7. [WI 加西市北条地区（平成24年4月10日指定）（ワード：99KB）](#)
8. [WI 太子町斑鳩地区（平成25年3月1日指定）（ワード：108KB）](#)
9. [WI 神河町中村・栗賀町地区（平成26年4月1日指定）（ワード：128KB）](#)
10. [WI 宍粟市山崎町山崎地区（令和元年11月15日指定）（ワード：142KB）](#)
11. [WI 三木市三木城下町地区（令和5年1月27日指定）（ワード：109KB）](#)

住宅街等景観形成地区

1. [WI 加東市ヤシロメモリアルガーデン周辺地区（平成元年3月28日指定）（ワード：213KB）](#)

情報を探す

キーワードから探す
> 検索の方法

Google 検索

注目キーワード

イベント募集

施設案内

よくある質問

相談窓口

目的から探す >

分類から探す >

組織から探す >

 知事室



当該歴史的景観形成地区等を指定する市（景観行政団体）が、自己評価書（＝基準チェックシート）を提供していない場合は、様式例－２を参考に作成してください。

〔地区の景観形成基準（県・市パンフレット等）を確認し、記載してください。〕

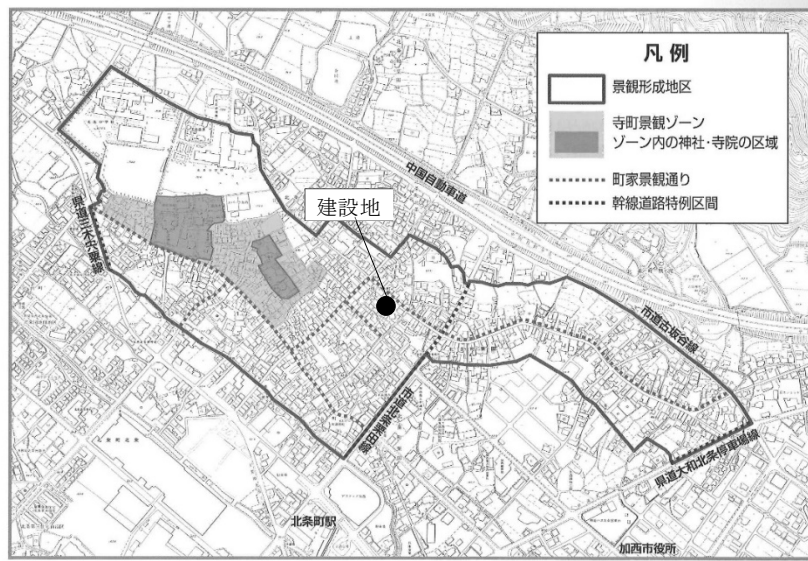
景観形成基準適合チェックシート（例：出石町城下町地区）

項目	建築物	基準との適合			市町確認 ○ or ×	
		修景前	修景後	修景内容		
一般基準	<ul style="list-style-type: none"> 出石町の中心部は、県下でも有数の城下町として発展した地区であり、今なお城下町時代の町割りに沿って町家形式の家々や社寺、武家屋敷等が建ち並び、これらが周囲の山並みや川と一体となって歴史性豊かな都市景観を形づくっている。 					
	<ul style="list-style-type: none"> この地区を、伝統的な町家景観の継承を軸として地域の風土、歴史、伝統に根ざしたより魅力的なまち並みにしていくため、当地区内で建築物等を建築、修繕、模様替する際には、まち並み全体との調和に配慮し、城下町らしい落ち着いた風情の醸成を図るものとする。 					
敷地内における位置	壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面する壁面の位置は、隣接する家屋の壁面に揃える。 				
		<ul style="list-style-type: none"> 駐車スペース等を確保するためやむを得ず家屋を後退させる場合は、塀、門の設置等により、まち並みの連続感を損わないように努める。 				
意匠、材料及び色彩	屋根及び庇	<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び庇は、黒又は灰色の和瓦葺とする。やむを得ず他の材料を使用する場合もその色彩は黒又は灰色とする。 				
		<ul style="list-style-type: none"> 屋根は勾配屋根とし、その勾配は周囲の家屋と近似したものとする。 				
		<ul style="list-style-type: none"> 伝統的町家景観通りに面する家屋においては、平入りの勾配屋根とし、一階には周囲の家屋に近似した高さに庇を設ける。 				
外壁及び建具		<ul style="list-style-type: none"> 壁面及び窓、格子等の建具の意匠については、伝統的様式を基本とし、まち並みの連続感を損わないようにする。 				
		<ul style="list-style-type: none"> 通りに面する壁の色は、出石のまち並みの基調色である赤土色、鳥の子色、又は白色とし、仕上げ材は周囲のまち並みと調和した落ちついた材質感のものを使用する。 				
		<ul style="list-style-type: none"> 伝統的町家景観通りに面する家屋においては、建具の色は茶系統の落ち着いた色とする。 				
建築設備及び屋外階段		<ul style="list-style-type: none"> ダクト、給水塔等の建築設備及び屋外階段等は通りから見えにくいように設置する。 				
その他の事項	垣又は柵	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面して設置する垣又は柵は、板塀、漆喰塀等周囲のまち並みと調和したものとする。 				
	掲出物	<ul style="list-style-type: none"> 案内板、広告物等の掲出物は、周囲のまち並みと調和した意匠、形状、材料及び色彩となるように努める。 				
工作物		<ul style="list-style-type: none"> 周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。ただし、他の法令により色彩について許可等を受けて設置するものについては、適用しない。 				

※このシートは、見積業者や設計者に協力してもらうなどして記入してください。



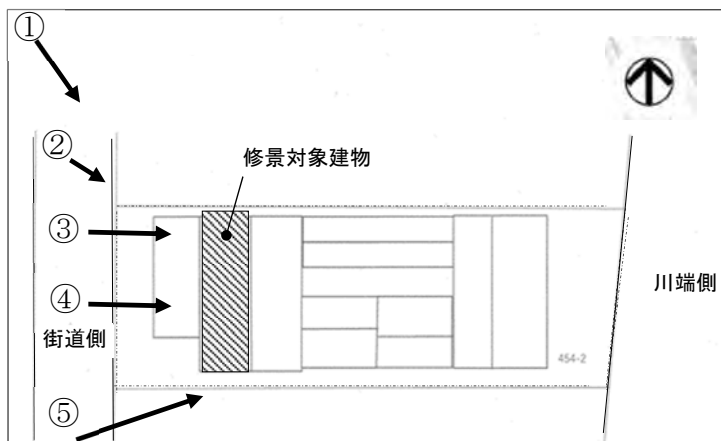
6) 景観形成地区等区域図 作成例 ※景観形成地区内での位置がわかるもの



7) 付近見取図 作成例 ※建設地付近の状況がわかるもの
(市街地のケース)



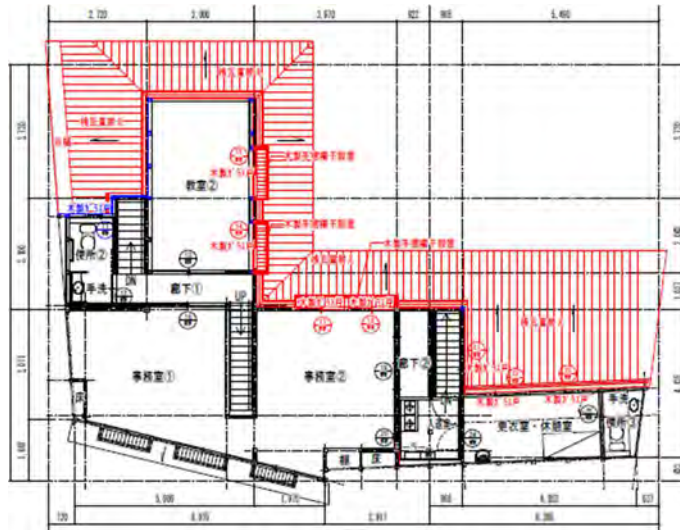
8) 配置図 作成例 ※敷地と周辺道路との位置関係がわかるもの。「10) 現地写真」の撮影位置①、②・・・を落とし込むこと。



9) 設計図

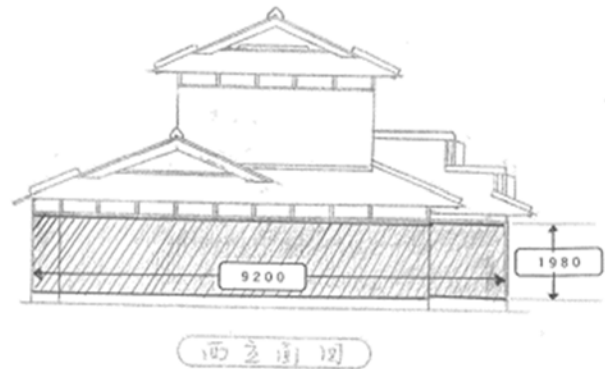
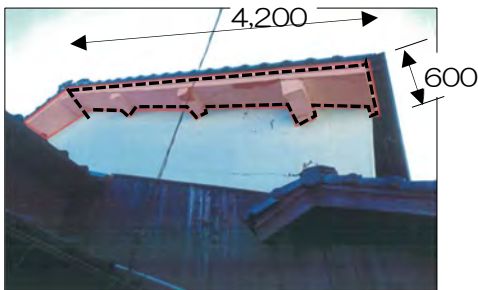
ア 平面図の作成例

- 屋根葺替えや外壁、門・塀の修繕のみの場合は省略可。
- 新築、模様替えは、助成を受ける部分を着色したもので、寸法線の入ったもの。



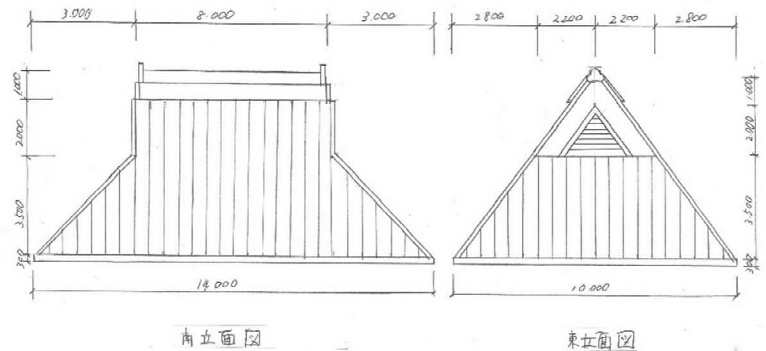
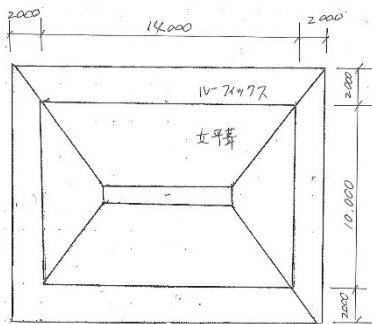
イ 立面図の作成例

- 部分補修などの場合は、撮影した写真の工事部分を枠囲みし、寸法を記入する方法でも可。
- 助成を受ける部分を着色したもの。面積算定に必要な寸法を記入すること。



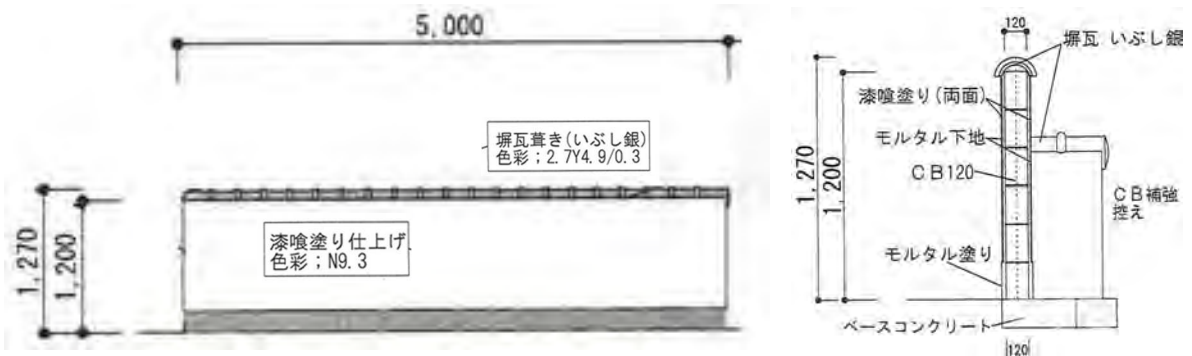
ウ 屋根伏図の作成例

- 屋根の葺替えがない場合は不要。
- 高さ寸法がわかるように立面図をセットで提出すること。



エ その他

- ・塀の場合は、断面図を記載すること。



10) 現地写真

写真は敷地外の視点場※から撮影したものとします。なお、屋根については敷地外から見えない部分も一体として助成対象となるため、和瓦の修繕などは必要に応じて敷地内から撮影した写真を添付していただきます。

※ 一般的には不特定多数の者が通行する通り

助成対象となった部分の工事前後が比較できるように、交付申請書と完了報告書の写真は同じアングルで撮影してください。

●撮影アングル

- ① 申請建物等の（周辺を含む）立地状況がわかる写真
 - ・前面の通り、あるいは地区の代表的な眺望ポイントから撮影した写真
 - ・写真の事例は当該景観形成地区が、旧街道沿いではなく農村集落であったため、それがわかるように撮影している
- ② 申請建物等の全景がわかる写真
 - ・建物正面及び斜め方向から撮影したもの
 - ・角地の建物は、各道路に面する2面が必要

《修景前》



《修景後》



③以降 助成対象箇所の状況がわかる写真

- 写真の事例は、1階部分の外壁の板張りと漆喰塗の更新工事であったため、その修景前後の状態が説明できるように撮影している

《修景前》



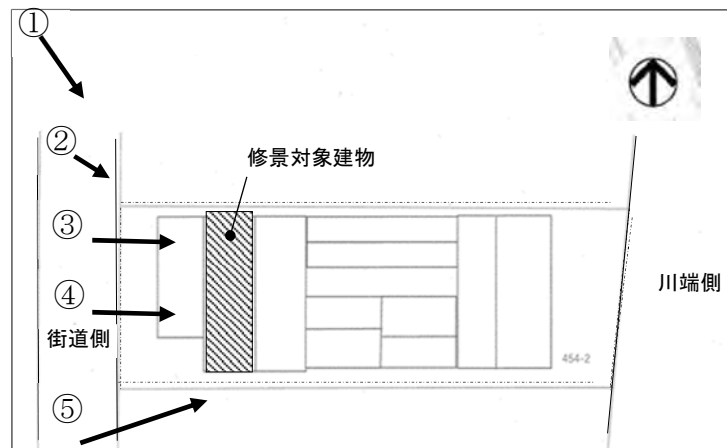
《修景後》



●添付写真

- ①、②、③・・・の番号は配置図（再掲）に記入した撮影位置と合わせてください。

《配置図》



- 様式例-8-1～3に貼付けて提出してください。
※ 様式例は14頁を参照して、センターHPからダウンロード（ワード形式）してください。
- 「A 申請建物等の（周辺を含む）立地状況がわかる写真」「B 申請建物の全景がわかる写真」「C 助成対象箇所の状況がわかる写真」の各カット数は必要に応じて適宜増やしてください。



【留意事項】

現地写真は、修景助成によりどのように景観が改善したのか、申請内容の通りに工事が適切に実施されたのか、を確認するために提出いただくものです。

審査の手戻りを避けるために、様式例8-1～3により提出願います。以下に不適切な事例を例示します。

《不適切事例1》

工事前後の撮影場所が異なる。（指導内容：同じ撮影場所からの写真を再提出）



《不適切事例2》

工事箇所のみ写真しかなく周辺の町並み環境や建物の全体像がわからない。

（指導内容：建物全体の写真を追加提出）



追加提出された写真



《不適切事例3》

敷地内から撮影した写真とわからずに審査を進めたため、後日、助成額を大幅に減額査定。

（指導内容：敷地内から撮影した写真を全て、通りから撮影したものに差替え）

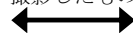


《不適切事例4》





申請写真が遠方からズーム撮影したものであることが判明。「前面の通りから見える」に該当しないため、助成額を大幅に減額査定。（指導内容：建物前面の通りからの写真に差替え）



同じ場所から撮影したもの




様式例-8-1 (注) 撮影位置①の番号は配置図に記載の撮影位置を示す。

	撮影位置① 撮影対象：
A 申請建物等の周辺を含む立地状況がわかる写真	<p style="text-align: center;">修景前</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">悪い例（周辺の町並みがわからない）</div>  <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px; margin-top: 10px; display: inline-block;">⇒ 周辺を含めた写真に差替え</div> 
	<p style="text-align: center;">修景後</p>  



様式例-8-2 (注) 撮影位置②の番号は配置図記載の撮影位置を示す

<p>B 申請建築物の全景がわかる写真</p>	修景前	
	<p>撮影位置② 撮影対象：</p>	<p>この写真は「申請建築物の全景がわかる写真」としては適切</p>
		
修景後		
		



修景工事が適正に実施されたかどうかを提出写真で確認します。工事の実施が確認出来ない場合は助成金が出ない場合がありますので、必ず、工事前後の違いがわかる写真を添付してください。

様式例-8-3

		修景前	修景後
C 助成対象箇所の状況がわかる写真	撮影位置③ 撮影対象：雨樋	悪い例（工事前後の違いが確認出来ない）	
			
	撮影位置④ 撮影対象：	⇒ 追加提出を求めた工事前後の写真	
			
	撮影位置⑤ 撮影対象：下屋庇	悪い例（工事前後の違いが確認出来ない）	
			
	撮影位置⑥ 撮影対象：	⇒ 追加提出を求めた工事前後の写真	
			



(参考) 確認票 (市町作成資料)

様式例-1

景観形成支援事業修景助成金交付申請 確認票

申請者及び申請対象	申請日	令和 年 月 日	受付日	令和 年 月 日	
	申請者	住所 氏名			
	申請する助成の種別 (該当する助成に○)	1 歴史的景観形成建築物等修景助成 2 一般建築物等修景助成 3 景観形成重点区域修景助成 4 景観形成重要建造物等修景助成 5 星空景観形成助成	・工作物等修景助成 ・自動販売機修景助成		
	建築物等の名称				
	建築物等の所在地				
	景観形成地区等の名称	地区	ゾーン	通り	
	景観形成計画等	名称 (策定年度 平成 年)			
申請内容に対する意見等	協議・指導※の経過・内容 ※市町-申請者	年 月 日	経過・内容		
	景観形成基準への適合			広告関係の県協議・指導の状況	
	修景内容について (市町としての評価等)	A. まちに関すること		B. 建築物, 照明器具等に関すること	
	対象経費について				
	助成の経歴等について				
	その他内容について				
助成申請に関する特記事項等					
市町による景観助成	事業名	助成金額	円(交付決定・交付済)		

当該申請について、上記の通り確認しましたので進達します。

令和 年 月 日

市町長



(参考) 軽微な変更協議書

様式例-9		軽微な変更協議書	
協議者 (申請者との関係)	()	協議・報告日	令和 年 月 日
建築物等の名称		交付決定番号	令和 ー 第 号
助成対象経費	(当初申請) 円	(変更後：見込み／確定) 円	(増減額) 円
助成申請額	(①当初申請) 円	(②変更後：見込み／確定) 円	(③増減額) 円
景観条例の 変更届	(協議先)	(変更届出又は変更協議日) 令和 年 月 日	(変更届けの可否) 要 ・ 不要
変更の内容	(箇条書きで記入)		
添付書類	<input type="checkbox"/> 変更後の様式第1号 <input type="checkbox"/> 変更後の様式例-3 <input type="checkbox"/> 変更後の工事見積書 <input type="checkbox"/> 変更前後の図面 (変更内容がわかるように変更箇所を朱書きとすること)		

※ 以下、市町記入欄

市町意見 (該当する箇所に ✓ を入れてください)	
(外観への影響が軽微である) <input type="checkbox"/> 通り等から見える部分において意匠・色彩・素材に変更がない <input type="checkbox"/> 外壁の異なる仕上材の面積比率の変更が20%以内の範囲である <input type="checkbox"/> 開口部の位置変更が同一壁面内で1m以内の範囲である <input type="checkbox"/> 個々の開口部の面積変更が20%以内の範囲である	(助成申請額に大きな影響がない) <input type="checkbox"/> 助成申請額の増額がない <input type="checkbox"/> 助成申請額の減額が10万円以下 <input type="checkbox"/> 減額割合が20%以下 (%)
	(その他) <input type="checkbox"/> センター協議が必要と思われる

当該軽微な変更協議書について、上記のとおり確認しましたので進達します。

令和 年 月 日
_____ 市・町

※ 以下、センター記入欄

通知欄
_____様 <input type="checkbox"/> 軽微な変更と認められるので、変更交付申請は不要です。 ※完了報告書(様式第5号)の交付決定額欄に「(〇月〇日、〇〇〇円で軽微な変更協議済み)」と付記するとともに、この協議書の写し(通知欄に記入のあるもの)を添付してください。 <input type="checkbox"/> 軽微な変更と認められないので、変更交付申請を提出してください。 <div style="text-align: right;">令和 年 月 日 (公財) 兵庫県まちづくり技術センター</div>



6 完了報告書及び請求書の作成

助成事業の完了報告及び助成金請求に必要な書類は下表のとおりです。

修景助成事業 助成対行為完了報告書等提出書類一覧表

※景観形成支援事業実施細則別表2を一部加工

完了報告					
綴順	書類・資料	様式	内容・要点	作成	掲載頁
	完了確認票	様式例-4	・修景結果及び工事経費の執行についての確認結果を記す	市町	P42
1	助成対象行為完了報告書	(細則)様式第5号	・完了結果について記入すること	申請者	P40
2	対象経費執行実績表	様式例-5	・対象経費の執行実績について記入すること	申請者	P41
3	現地写真	様式例-8-1~3	・修景前後を対比した写真	申請者	P31
4	領収書	任意	・工事契約、設計契約のそれぞれの契約金額が記載されたもの	申請者	—
5	申請建物等位置図	任意	・原則不要 ※申請時と変更がある場合のみ添付	申請者	—
6	申請建物等敷地図				
7	実施図面				
8	その他	—	・センターが必要と認めるもの(必要に応じて指示)	市町 申請者	—

助成金請求					
綴順	書類・資料	様式	内容・要点	作成	掲載頁
1	請求書	(細則)様式第7号	・振込口座は“申請者”名義の口座とし、通帳記載の内容を正確に記入すること	申請者	—
2	通帳表紙の写し	任意		申請者	—
3	通帳見返し部分の写し	任意		申請者	—



1) 助成対象行為完了報告書（様式第5号）の記入例

様式第5号（細則第6条関係）

令和6年9月15日

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター
理 事 長 様

(申請者)

住所 神戸市中央区栄町通6-1-21

氏名 兵庫 仙太

電話 078-367-1263

電子メール senta-hyogo@gmail.com

景観形成支援事業修景助成対象行為完了報告書

景観形成支援事業修景助成金の交付にかかる助成対象行為が完了したので、景観形成支援事業実施細則第6条の規定により報告します。

記

助成の種別	① 歴史的景観形成建築物等修景助成 2 一般建築物等修景助成 3 景観形成重点区域修景助成 4 景観形成重要建造物等修景助成 5 星空景観形成助成	・工作物等修景助成 ・自動販売機修景助成	
景観形成地区等の名称	地区名 たつの市龍野地区歴史的景観地区	ゾーン名 町家ゾーン	通り名 商家のみち
建築物等の名称	兵庫家住宅		
建築物等の所在地	たつの市龍野町〇〇〇〇4-1-6		
完了年月日	令和6年8月31日		
交付決定年月日	令和6年1月20日		
交付決定番号	令和5-12 第06号		
交付決定額	1,340,000円		
対象経費実績額 (交付決定時)	4,145,416円 (4,145,416円)		

- ・完了報告にあたっては市町担当の事前に審査を受けてください。
- ・完了報告書には実施細則および市町担当の指示にしたがい必要な書類を添付してください。
- ・完了報告書および添付書類は市町に提出してください。



2) 修景助成対象経費執行実績表 (様式例-5) の記入例

様式例-5

景観形成支援事業修景助成対象経費執行実績表

交付申請(変更交付申請)通りに工事を実施した場合は、「実績」と「交付決定時」に同じ金額を記入すること。

[1 建築物等]

項目	金額		申請助成率	摘要 (助成対象の内容)	
	全体 《実績/交付決定時》	助成対象経費 《実績/交付決定時》			
直接 工事費 (円)	屋根	2,100,000/2,100,000	2,100,000/2,100,000	1/3	和瓦葺き
	外壁	500,000/500,000	500,000/500,000	1/3	1階部分 板張り
	外壁	500,000/500,000	500,000/500,000	1/4	2階部分 漆喰風塗装
	建具	2,000,000/2,000,000	2,000,000/2,000,000		
	①計	(5,100,000)	(3,100,000)		⑦助成対象割合 = 0.6078
諸 経 費 等 (円)	②諸経費	510,000			諸経费率 = ② / ① (10%)
	計	(5,610,000)			
	③値引き	▲10,000			
	改め計	(5,600,000)			
	④消費税	560,000			値引きは▲を付して記入
	⑤ = ② + ③ + ④	(1,060,000)	左の金額×⑦を記入 (644,268)		
合計 (= ① + ⑤)	6,160,000	3,744,268			

※ 「⑦助成対象割合」「諸経费率 () %」は必ず記入してください

[2 設計費]

※全体工事費に対する助成対象工事費の割合により按分する。

項目	金額	摘要	
全体 設計 費 (円)	⑥設計費	600,000	
	⑦値引き	0	
	小計	(600,000)	
	⑧消費税	60,000	【値引き額は▲を付して記入】
	⑨合計	660,000	
	⑩契約予定額	660,000	
⑪助成対象経費合計	3,744,268		
⑫全体工事見積額合計	6,160,000		
⑬按分率	按分率 = 助成対象経費合計⑪ / 全体工事見積額合計⑫ 0.6078		
⑭助成対象設計費	助成対象設計費 = 契約予定額⑩ * 按分率⑬ 401,148		



3) 完了確認票（市町作成資料）

様式例-4

景観形成支援事業修景助成 完了確認票

助成対象	交付決定年月日 (変更交付決定年月日)	令和 年 月 日 (令和 年 月 日)	交付決定番号 (変更交付決定番号)	令和 - 第 号 (令和 - 第 号-)
	完了年月日	令和 年 月 日		
	助成対象者	住所 氏名		
	申請する助成の種別 (該当する助成に○)	1 歴史的景観形成建築物等修景助成 2 一般建築物等修景助成 3 景観形成重点区域修景助成 4 景観形成重要建造物等修景助成 5 星空景観形成助成	・工作物等修景助成 ・自動販売機修景助成	
	景観形成地区等の名称			
	建築物等の名称			
	建築物等の所在地			
確認結果	修景内容の適否	(適 ・ 否)		
	対象経費の結果・ 助成金額の確定	経費区分	実績 (交付決定時)	助成金確定額 (交付決定額)
		建築物等	円 (円)	千円 (千円)
		設計費	円 (円)	千円 (千円)
			円 (円)	千円 (円)
		合計	円 (円)	千円 (千円)
その他特記事項				
市町による景観助成	事業名	助成金額	円 (交付決定・交付済)	

当該完了報告について上記のとおり確認しました。

令和 年 月 日

市町長



參考資料



景観形成支援事業修景助成事業 対象地区一覧

R8. 4. 1 現在

歴史的景観形成建築物等修景助成

景観行政団体等名	根拠条例	地区名
兵庫県	景観	【歴史的景観形成地区】 龍野地区／御津町室津地区（以上、たつの市）、加美区岩座神地区（多可町）、高砂地区歴史的景観形成地区（高砂市）、浜坂味原川地区（新温泉町）、平福地区（佐用町）、北条地区（加西市）、斑鳩地区（太子町）、中村・栗賀地区（神河町）、山崎町山崎地区（宍粟市）、三木城下町地区（三木市）
豊岡市	景観	出石城下町景観形成重点地区、城崎温泉景観形成重点地区
丹波篠山市	景観	歴史地区城下町地区、歴史地区上立杭地区、歴史地区福住地区、歴史地区歴史街道地区
朝来市	景観	竹田景観形成地区、口銀谷景観形成地区、太盛景観形成地区、奥銀谷景観形成地区
赤穂市	景観	坂越市街地景観形成地区、お城通り地区
加古川市	景観	鶴林寺周辺地区景観形成地区

（参考）一般建築物等修景助成

景観行政団体等名	根拠条例	地区名
兵庫県	景観	【沿道型広域景観形成地区】 国道 312 号沿道区域（豊岡市、養父市、朝来市、神河町、市川町）、国道 9 号沿道区域（新温泉町、香美町、養父市、朝来市） 【景観形成等住民協定地区】 加美区箸荷地区（多可町）、田和地区（佐用町）、芝町・平山地区（三木市） 【住宅街等景観形成地区】※生垣等設置に助成 ヤシロメモリアルガーデン周辺地区（加東市）、古茂江海岸地区（洲本市）、高砂地区（高砂市） 【まちなか景観形成地区】※生垣等設置に助成 高砂地区（高砂市）、湯・細田地区（新温泉町）
	緑	【計画整備地区】※修景助成すべき基準を有する地区に助成 国領区／多田区／氷上町石生駅西周辺地区、（以上、丹波市）、 八鹿町岩崎区／城下町八木地区（以上、養父市）、 日置地区／乗竹地区／黒田地区／野間地区／味間奥地区（以上、丹波篠山市）
	屋外広告物	【広告景観モデル地区】※モデル地区に相応しい屋外外広告物に助成 津名町志筑地区／新都心周辺地区（以上、洲本市）、郊外沿道地区（三田市）、城下町柏原地区（丹波市）、東条町インターパーク地区（加東市）、山崎町インターチェンジ周辺地区（宍粟市）
豊岡市	景観	江原駅東景観形成重点地区

（注）特記なき限りは、伝統的意匠・工法による修景に助成



歴史的景観形成地区内の助成限度額

R8. 4. 1 現在

(注) 表中の「伝統的意匠基準」は、屋根（和瓦葺き）、外壁（漆喰塗り、板張り）等を指すが、当面は「和瓦葺き」の基準があれば、「伝統的意匠基準がある場所」として取扱うこととする。

		伝統的意匠基準のない場所 (助成限度額 75万円)	伝統的意匠基準のある場所 (助成限度額 330万円)
豊岡市	出石城下町地区	—	地区全域
	城崎温泉地区	—	地区全域
丹波篠山市	篠山城下町地区	・一般市街地景観修景ゾーン	・河原町伝統景観修景ゾーン ・武家地景観修景ゾーン ・大手公共的景観創出ゾーン ・中央商店街景観創出ゾーン
	福住地区	地区全体 (伝統的建造物群保存地区を除く)	
	上立杭地区	—	地区全域
	歴史街道地区	—	地区全域
朝来市	口銀谷景観形成地区	・市街地景観形成ゾーン	・寺町景観形成ゾーン ・小路景観形成ゾーン ・市川景観形成ゾーン
	奥銀谷景観形成地区	・市街地景観形成ゾーン ・鉢山景観形成ゾーン	・上筋・小野景観形成ゾーン
	太盛景観形成地区	地区全域	
	竹田景観形成地区	—	地区全域(町家景観通りを除く) ・町家景観通り
たつの市	龍野地区	・町家ゾーン(「醤油蔵界限」を除く) ・山麓ゾーン ・川辺ゾーン(「河辺のみち」を除く)	・武家地ゾーン(「醤油蔵界限」を除く) ・醤油蔵界限 ・各種「みち」指定部分
	御津町室津地区	・山麓景観形成ゾーン ・みなと景観形成ゾーン ・町家景観形成ゾーン(「町家景観通り」を除く)	・町家景観通り
多可町	岩座神地区	—	・地区全域
高砂市	高砂地区	—	・地区全域
新温泉町	浜坂味原川周辺地区	—	・地区全域
加西市	北条地区	・町家周辺ゾーン(「町家景観通り」を除く) ・幹線道路特例区間	・寺町景観ゾーン ・町家景観通り
佐用町	平福地区	・町家周辺ゾーン ・町家景観形成ゾーン(「町家景観通り」を除く) ・利神城跡ゾーン ・山麓景観形成ゾーン	・町家景観通り ・川端景観通り
太子町	斑鳩地区	・地区全域(通り指定部分を除く)	・西国街道景観通り ・ふるさと景観通り ・参道景観通り
神河町	中村・栗賀町地区	・自然田園景観形成区域 ・町家景観形成区域(街道筋から見える部分を除く) ・幹線道路特例区間	・街道筋景観通り
宍粟市	山崎地区	・城下町ゾーン ・最上山自然ゾーン ・公共公益施設ゾーン ・幹線道路特例区間	・町家商店街通り ・酒蔵通り ・寺社通り
三木市	三木城下町地区	・地区全域(右欄の区域を除く) ・ナメラ商店街景観通り	・有馬姫路道景観通り ・東篠道景観通り ・城周辺景観ゾーン



一般工法による修景（助成率 1 / 4）の対象事例

《 外観が和瓦同様（波形形状）の屋根素材の例 》



樹脂混入繊維補強軽量セメント瓦
(写真はケイミュー(株)の「ルーガ雅」)



軽量金属瓦 (GL 鋼板/ステンレス鋼板)
(写真は(株)カナメの「カナメルーフ」)



金属瓦 (ガルバニウム鋼板/ステンレス鋼板)
(写真は日本スチルス工業(株)の「しあわせルーフ」)



高分子繊維強化セメント瓦
(写真は富士スレート(株)の「エアルーフ」)

《 外観が漆喰・土壁同様の仕上事例 》



漆喰壁に似せた塗装仕上げ
(写真は、ケイカル板に塗装したもの)



漆喰壁に似せた塗装仕上げ
(写真は、モルタル下地に塗装したもの)



漆喰壁に似せた左官仕上げ
(写真はアイカ工業の「ジョリパット」)



土壁に似せた左官仕上げ
(写真は「モルタル (リシン) 掻き落とし」)



伝統的意匠・工法のススメ — 漆喰塗り —

漆喰塗りは吹付塗装やサイディングなどの一般的な外壁仕上げと比べて工事費が高いとされています。確かに初期費用は少し高くなるかも知れませんが、工事費の1/3の助成があることや、その耐用年数の長さから、長期的に見ると費用対効果が高い工法といえます。

ネット上の以下の記事では、漆喰塗 1,260 千円÷モルタル塗 945 千円=1.33 倍となっています。漆喰塗で助成を受けると支出が 1,260 千円×2/3=840 千円となり、モルタル塗の予算で施工可能です。

実際に令和6年度に平福地区で助成した塀の㎡単価は以下のとおりでした。

「白漆喰 12 千円/㎡÷モルタル下地白ペンキ塗装 9.2 千円/㎡=1.30 倍」

◇ 漆喰塗の費用について ◇

(出典：建材のことをわかりやすく紹介する建材・建築コラム「すまいリング」)

「日本の一軒家の平均坪数は 35~40 坪とされていますので、以下では 40 坪で外壁の面積が 150 平方メートルの家をモデルとします。サイディングの張り替え相場は 160 万前後が目安となります。一部だけの張り替えならもっと費用が安くなります。一方で、塗り壁の施工にかかる費用は仕上げの施工方法で異なります。下表は、「下塗り」や「防水処理」なども込みの価格とを考えてください。「モルタル仕上げ」は、その後にタイル張りや塗装による最終仕上げ作業が入る場合が一般的です。「リシン掻き落とし」とは、モルタルの表面を平らに仕上げた後で表面を細かくザラザラに荒らすものです。塗装による「リシン仕上げ」という吹き付け工法があるのですが、左官の「リシン掻き落とし」の仕上がりに見かけを近づけただけであり、両者は異なる手法です。」

項目	モルタル仕上げ		ジョリパット仕上げ		漆喰仕上げ		リシン掻き落とし	
	単価	40坪費用	単価	40坪費用	単価	40坪費用	単価	40坪費用
足場	1,000	150,000	1,000	150,000	1,000	150,000	1,000	150,000
モルタル仕上げ	5,000	750,000	-	-	-	-	-	-
ジョリパット仕上げ	-	-	5,500~6,500	975,000	-	-	-	-
漆喰仕上げ	-	-	-	-	7,000~	1,050,000	-	-
リシン掻き落とし	-	-	-	-	-	-	8,500~	1,275,000
諸経費	-	45,000	-	56,250	-	60,000	-	71,250
合計	-	945,000	-	1,181,250	-	1,260,000	-	1,496,250

◇ 漆喰仕上げの耐用年数について ◇

(出典：外壁塗装専門サイト「外壁塗装の窓口」)

「漆喰は二酸化炭素を吸収すると硬くなる性質があるため、時間が経つほど耐久性が高まります。耐久年数は、100 年を超えと言われており、他の外壁材と比べても耐久年数はかなり長いのが特徴です。

外壁材	耐用年数
漆喰	30~100年以上
サイディング外壁	20~30年
モルタル外壁	30~40年

漆喰の塗装には 2~3 週間ほどの長い乾燥期間が必要になるため、施工に約 2~4 ヶ月程度の長い日数がかかります。施工期間が長くなれば人件費もかかるため、施工費用は自ずと高まります。現在は左官職人の数が減っているため、一般的なサイディング外壁の施工に比べて 2~4 倍程度の人件費がかかるとも言われています。

施工はコストと時間がかかりますが、一度施工してしまえば 100 年以上長持ちするため、長期的に見ればコストパフォーマンスは良好です。」



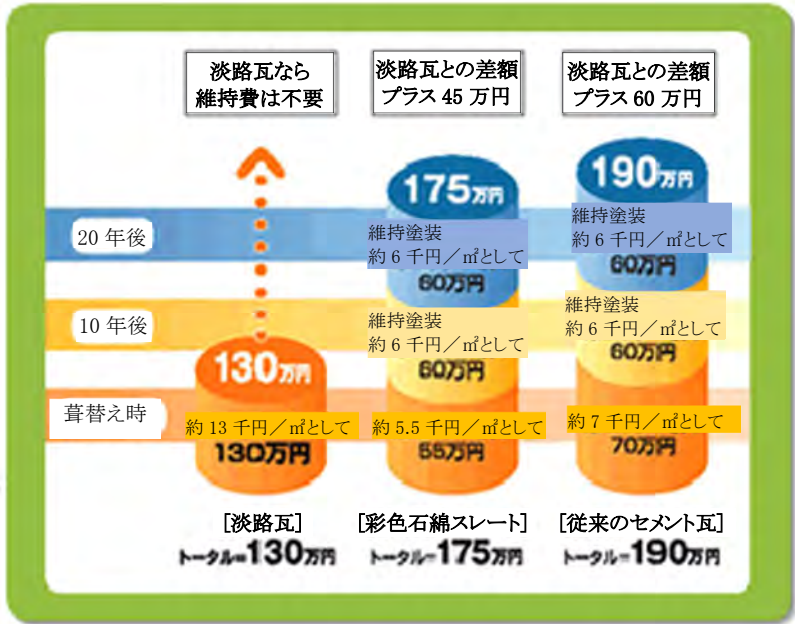
伝統的意匠・工法のススメ ー和瓦葺きー

和瓦葺きは初期費用が高額となることから敬遠されがちですが、長期のスパンで考えるとリーズナブルな工法といえます。内容が少し古いですが、以下は淡路瓦工業組合HP 掲載記事の引用です。

「葺替費用だけを比較して、高額と誤解されがちな粘土瓦屋根。メンテナンス費用を考えれば、実際には何よりも経済的な屋根材といえます。石綿スレートやセメント系では約 10 年に 1 度の塗り替えが必要となります。

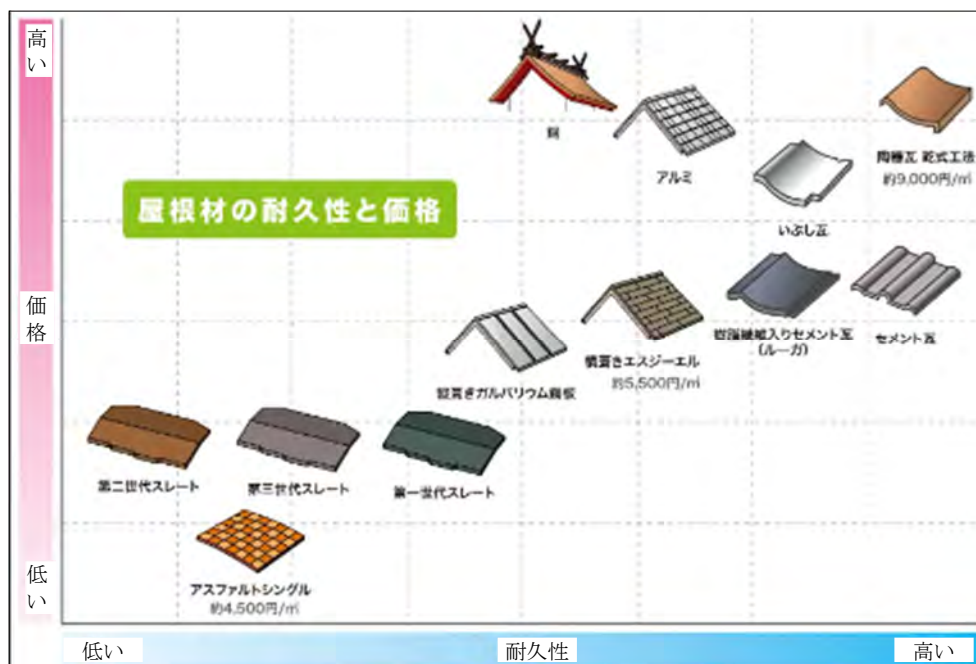
淡路瓦は色アセが少ないのでペンキの塗り替えは必要がなく、さらに 20 年、30 年と長期的に考えるほどに淡路瓦の方が経済的。年月を経ることで、色の風合いを楽しめるのも淡路瓦（いぶし瓦）屋根だけの特長です。

【屋根面 100 m²の寄棟住宅】
右図の価格は、積算資料リフォームポケット版（経済調査会 平成9年度発行）の掲載データです。屋根形状により施工金額が異なります。」



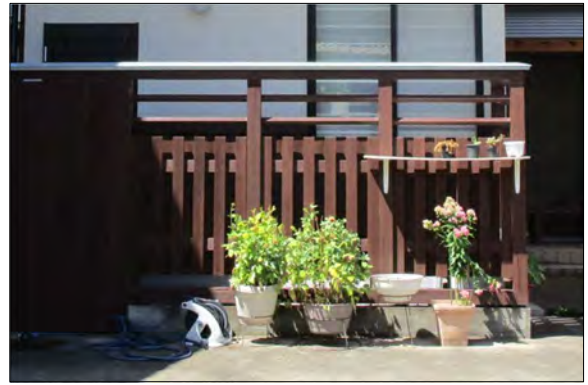
(参考) 屋根材の耐久性と価格イメージ

出典：昭和ルーフリモ株式会社（金属屋根と金属外壁の専門会社）が運営する工事の直販販売サイト「テイガク」（R6.9 末現在）



各種修景事例

《 板塀 》



《 簡易な板塀 》



《 その他の木造塀 》



《 CB塀 》



《 簡易なCB塀 》



《 駐車場 》

1 駐車スペースの前に門扉を設置した事例





2 駐車スペースを建物内に取り込んだ事例



3 カーポートを門扉で隠した事例



4 駐車スペースをシャッターで隠した事例

※金属シャッターは助成対象外



5 カーポートを直線的なものにした事例

※カーポートは助成対象外



《 小物の修景事例 》



プロパン庫



収納庫





ゴミ集積庫



郵便ポスト



電気メーター



ガスメーター



空調屋外機



空調屋外機



消防用ホース格納箱



消火器ボックス



《 屋外広告物 》



《 自動販売機 》



土壁の前に設置する自販機



板張壁の前に設置する自販機



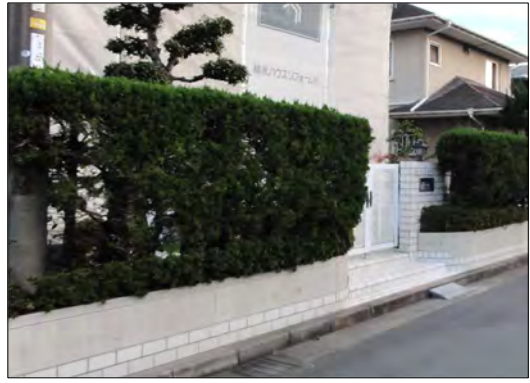
漆喰壁の前に設置する自販機



板張壁の前に設置する自販機



《 生垣 》



【お問合せ先】

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター

まちづくり推進部まちづくり支援課

〒650-0023 神戸市中央区栄町通6丁目1-21

神明ビル5階

TEL : (078) 367-1262

E-mail : machicen@hyogo-ctc.or.jp